

さいたま市公共建築工事積算基準

令和3年4月

さいたま市

さいたま市公共建築工事積算基準 目次

第1	目的	1
第2	適用の範囲	
第3	工事費の種別及び区分	
第4	工事費の構成	
第5	工事費内訳書	
第6	直接工事費	2
第7	消費税等相当額	
第8	設計変更における工事費	
第9	共通費の構成と内容	
第10	共通仮設費の算定	3
第11	現場管理費の算定	4
第12	一般管理費等の算定	5
別紙	別表1～別表22	9

さいたま市公共建築工事積算基準

(目的)

第1 この基準は、さいたま市の発注する公共建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、工事費の適正な積算に資することを目的とする。

(適用の範囲)

第2 この基準は、さいたま市建設局の発注する公共建築工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事・昇降機設備工事等）に適用する。ただし、性能発注による工事及び修繕業務に関する工事又は工事等を行う事業部署に別に定めがある場合を除く。

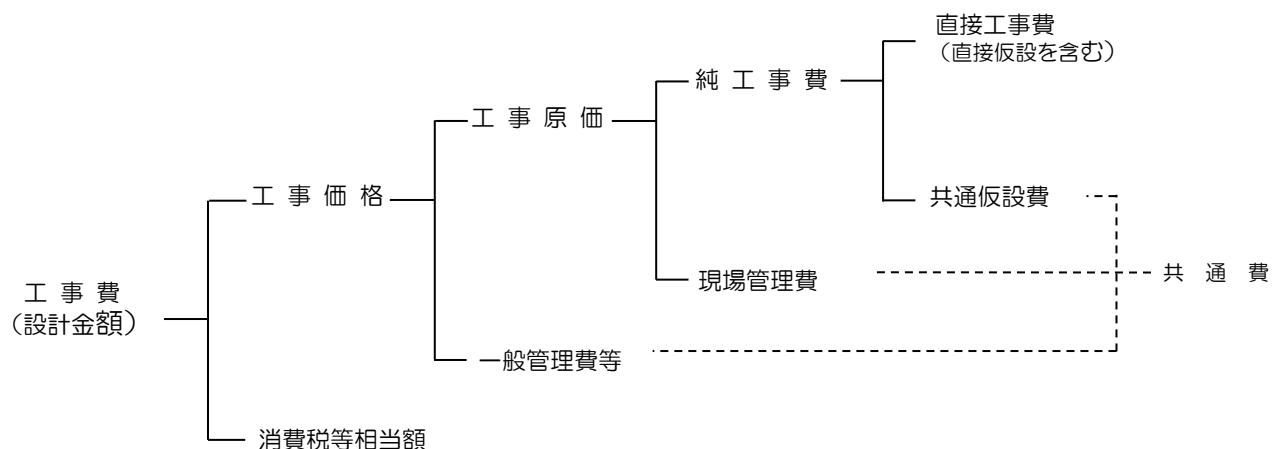
なお、公共住宅工事については、公共住宅事業者等連絡協議会編集の「公共住宅建築工事積算基準」、「公共住宅電気設備工事積算基準」及び「公共住宅機械設備積算基準」を優先するものとする。

(工事費の種別及び区分)

第3 工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

(工事費の構成)

第4 工事費の構成は、次のとおりとする。



(工事費内訳書)

第5 工事費内訳書は、「さいたま市公共建築工事内訳書作成要領」により作成するものとし、これに無きものは、官庁営繕関係統一基準の「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編・設備工事編）」による。

(直接工事費)

第6 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定方法は次のとおりとする。

- (1) 材料価格及び機器類価格（「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。
- (2) 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。
- (3) (1) 又は(2)によりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

(消費税等相当額)

第7 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

(設計変更における工事費)

第8 設計変更における工事費（契約変更における請負代金額の増減金額）は、原則として当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。なお、設計変更における工事価格は上位4桁かつ万円単位として下位を切り捨てる。

設計変更における工事費（増減金額）＝

$$\left[\text{変更対象の直接工事費} + \text{変更対象の共通費} \right] \times \frac{\text{当初請負代金額（税抜き）}}{\text{当初工事費内訳書記載の工事価格}} + \text{消費税等相当額}$$

(共通費の構成と内容)

第9 共通費は、次の各項に区分し、それぞれ別表-1の内容、別表-2の内容並びに別表-3の内容及び別表-4を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、原則として本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

- (1) 共通仮設費・・・各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。
- (2) 現場管理費・・・工事施工にあたり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。
- (3) 一般管理費等・・・工事施工にあたる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる。

(共通仮設費の算定)

第10 共通仮設費の算定方法は次のとおりとする。

(1) 共通仮設費は、別表一1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。

ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費を含まないものとする。

(2) 共通仮設費率は、別表一5から別表一11によるものとする。

なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。

$$\text{共通仮設費} = \boxed{\text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}} + \boxed{\text{積み上げによる共通仮設費}}$$

(3) 共通仮設費率に含まれる内容及び積み上げ内容は別表一1の各項区分による。

(4) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、開札から契約までを考慮し、原則として下表の期間を減じて算出するものとする。ただし、契約日が明確な場合又はやむを得ず現場における準備期間を長期間設け、条件明示等により受注者にとって実質的に共通仮設費を要しない期間がある場合は、工期から別に控除する。

なお、工事契約形態ごとに減じる日数は以下のとおりとする。

①減じる日数（開札～契約もしくは仮契約）

工事の契約形態	減じる日数
さいたま市建設工事総合評価方式による入札を執行する工事	14日
上記以外の工事	10日

※議会案件の場合は上記に加え、②を更に減じること。

②議会案件により減じる日数（仮契約日～議会議決）

工事の契約形態	①から更に減じる日数
さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成13年5月1日さいたま市条例第48号)の適用を受ける工事	2月定例会
	6月定例会
	9月定例会
	12月定例会

(5) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。

(6) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、通常の建物本体工事（以下「一般工事」という。）に、一般工事に含まれない別表一22 に示す工事等（以下「その他工事」という。）を含ませて発注する場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定し、その他工事の共通仮設費は別途算定する。

なお、積み上げによる共通仮設費は一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費とその他工事の純工事費に区分するものとする。

(7) その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。

(8) 設計変更における共通仮設費の算定については、当初設計で積み上げにより算定した場合は、積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、比率により算定するものとする。

なお、共通仮設費増減変更額の算定方法は、原則として設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

共通仮設費の増減変更額は、次式による。

共通仮設費増減変更額 =

$$\left(\text{変更後の直接工事費} \times \frac{\text{変更後の直接工事費に対する共通仮設費率}(\%)}{\text{当初の直接工事費} \times \frac{\text{当初の直接工事費に対する共通仮設費率}(\%)}{\text{}} \right) -$$

(9) 別表一1 のうち建築工事において、監理事務所を設けない場合は、共通仮設費率を補正する。

(現場管理費の算定)

第 11 現場管理費の算定方法は次のとおりとする。

(1) 現場管理費は、別表一2 の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、発生材処分費を含まないものとする。

(2) 現場管理費率は、別表一12 から別表一18 によるものとする。

なお、現場管理費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。

$$\text{現場管理費} = \boxed{\text{純工事費} \times \text{現場管理費率}} + \boxed{\text{積み上げによる現場管理費}}$$

- (3) 現場管理費率に含まれる内容は別表一2による。
- (4) 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、開札から契約までを考慮し、原則として第10(4)の期間を減じて算出するものとする。ただし、契約日が明確な場合又はやむを得ず現場における準備期間を長期間設け、条件明示等により受注者にとって実質的に現場管理費を要しない期間がある場合は、工期から別に控除する。
- (5) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行う。
- (6) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事にその他工事を含ませて発注する場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定し、その他工事の現場管理費は別途算定する。
- (7) その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途現場管理費を算定する。
- (8) 設計変更における現場管理費の算定については、当初設計で積み上げにより算定した場合は、積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、比率により算定するものとする。
- なお、現場管理費増減変更額の算定方法は、原則として設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

現場管理費の増減変更額は、次式による。

現場管理費増減変更額 =

$$\text{変更後の純工事費} \times \text{変更後の純工事費に対する現場管理費率(%)} - \text{当初の純工事費} \times \text{当初の純工事費に対する現場管理費率(%)}$$

(一般管理費等の算定)

第12 一般管理費等の算定方法は次のとおりとする。

- (1) 一般管理費等は、別表一3の内容及び別表一4の内容について、工事原価に対する比率(一般管理費等率)により算定し、必要に応じて契約保証費の加算等を行い算定する。

$$\text{一般管理費等} = \boxed{\text{工事原価} \times \text{一般管理費等率}} + \boxed{\text{積み上げによる一般管理費等}}$$

- (2) 一般管理費等率は、別表一19 から別表一21 によるものとする。
- (3) その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。
- (4) 設計変更における一般管理費等の算定については、原則として設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。
ただし、設計変更については契約保証費にかかる補正を行わない。

一般管理費等の増減変更額は、次式による。

一般管理費増減変更額 =

$$\boxed{\text{変更後の工事原価} \times \text{変更後の工事原価に対する一般管理費等率}(\%)} - \boxed{\text{当初の工事原価} \times \text{当初の工事原価に対する一般管理費等率}(\%)}$$

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成24年4月1日以降に公告及び指名の通知をする工事から施行する。

(従前の基準類の取り扱い)

第2 従前の「さいたま市建築工事積算基準」及び「さいたま市建築工事共通費積算基準」は廃止する。ただし、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成27年4月1日以降に公告及び指名の通知をする工事から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第2 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成27年10月1日以降に公告及び指名の通知をする工事から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第2 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成28年10月1日以降に公告及び指名の通知をする工事から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第2 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成29年2月1日以降に公告及び指名の通知をする工事から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第2 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成29年2月20日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準は平成29年2月20日から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第3 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成29年10月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準は平成29年10月1日から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第3 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準は平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準は令和3年4月1日から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第3 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

(別紙通知の取り扱い)

第4 この基準の改正に伴い「さいたま市公共建築工事積算基準に基づく別紙通知（建技管第3911号令和2年3月30日）」は廃止する。

別表－1 共通仮設費

項目	共通仮設費の内容	
	イ. 共通仮設費率に含まれる内容	ロ. 積み上げ内容
準備費	敷地整理（新営の場合） その他の準備に要する費用	敷地測量に要する費用、道路占有料 仮設用借地料、警備会社支給機器 の一時停止及び復旧に関する費用
仮設建物費	監理事務所（敷地内）【建築工事に限る】、 現場事務所（敷地内）倉庫、下小屋、作業 員施設等に要する費用	設計図書によるイメージアップに要する費用 監理事務所（敷地内）【各設備工事に限 る】、宿舎
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用	仮囲い、工事用道路、歩道構台 設計図書によるイメージアップに要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接 物等の養生及び補償復旧に要する費用	安全管理・合図等の要員に要する 費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要 する費用並びに工事用電気・水道料金等	本受電後の電力基本料金
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴 う屋外発生材処分等に要する費用	除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、雑機 械器具）に要する費用	共通的な工事用機械器具（揚重機械器具） に要する費用【建築工事に限る】
その他	コリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、 その他上記のいずれの項目にも属さないも ののうち軽微なものの費用	

別表－2 現場管理費

項目	現場管理費の内容
労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者 (再下請を含む下請契約に基づき現場労働に従事する労働者)の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等 の租税公課、諸官公署手続き費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険 の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当 等）及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場従業員、現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び 厚生年金保険料の事業主負担額 ・ 現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・ 建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に 要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事 写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、 近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
その他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも 属さない費用

別表－3 一般管理費

項目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別表－4 付加利益等

-
- 法人税、都道府県民税、市町村民税等（別表－3の租税公課に含むものを除く）
株主配当金
役員賞与（損金算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用
-

別表一5 共通仮設費率（新営建築工事）

直 接 工 事 費		1千万円以下	1千万円を超える
	上限	4. 33%	5. 78×P ^{-0. 0313}
共 通 仮 設 費 率			共通仮設費率算定式により算定された率
	下限	3. 25%	4. 34×P ^{-0. 0313}

算定式
 $K_r = 7. 56 \times P^{-0. 1105} \times T^{0. 2389}$
 ただし、K_r：共通仮設費率（%）
 P：直接工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う
 T：工期（か月）
 注1 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 注2 K_rの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表一6 共通仮設費率（改修建築工事）

直 接 工 事 費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	6. 07%	11. 74×P ^{-0. 0774}
共 通 仮 設 費 率			共通仮設費率算定式により算定された率
	下限	3. 59%	6. 94×P ^{-0. 0774}

算定式
 $K_r = 18. 03 \times P^{-0. 2027} \times T^{0. 4017}$
 ただし、K_r：共通仮設費率（%）
 P：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う
 T：工期（か月）
 注1 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 注2 K_rの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表一7 共通仮設費率（新営電気設備工事）

直 接 工 事 費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	7. 19%	16. 73×P ^{-0. 0992}
共 通 仮 設 費 率			共通仮設費率算定式により算定された率
	下限	3. 90%	9. 08×P ^{-0. 0992}

算定式
 $K_r = 22. 89 \times P^{-0. 2462} \times T^{0. 4100}$
 ただし、K_r：共通仮設費率（%）
 P：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う
 T：工期（か月）
 注1 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 注2 K_rの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表一8 共通仮設費率（改修電気設備工事）

直 接 工 事 費		3百万円以下	3百万円を超える
	上限	5. 21%	$8. 47 \times P^{-0. 0608}$
共 通 仮 設 費 率			共通仮設費率算定式により算定された率
	下限	1. 91%	$3. 10 \times P^{-0. 0608}$

算定式
 $K_r = 10. 15 \times P^{-0. 2462} \times T^{0. 6929}$
 ただし、 K_r ：共通仮設費率（%）
 P ：直接工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う
 T ：工期（か月）
 注1 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 注2 K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表一9 共通仮設費率（新営機械設備工事）

直 接 工 事 費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	5. 51%	$12. 40 \times P^{-0. 0952}$
共 通 仮 設 費 率			共通仮設費率算定式により算定された率
	下限	4. 86%	$10. 94 \times P^{-0. 0952}$

算定式
 $K_r = 12. 15 \times P^{-0. 1186} \times T^{0. 0882}$
 ただし、 K_r ：共通仮設費率（%）
 P ：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う
 T ：工期（か月）
 注1 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 注2 K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表一10 共通仮設費率（改修機械設備工事）

直 接 工 事 費		3百万円以下	3百万円を超える
	上限	4. 96%	$7. 02 \times P^{-0. 0433}$
共 通 仮 設 費 率			共通仮設費率算定式により算定された率
	下限	1. 73%	$2. 44 \times P^{-0. 0433}$

算定式
 $K_r = 12. 21 \times P^{-0. 2596} \times T^{0. 6874}$
 ただし、 K_r ：共通仮設費率（%）
 P ：直接工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う
 T ：工期（か月）
 注1 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 注2 K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表一11 共通仮設費率（昇降機設備工事）

直 接 工 事 費	1千万円以下	1千万円を超え 5億円以下	5億円を超える
共 通 仮 設 費 率	3. 08%	共通仮設費率算定式により算定された率	2. 07%
算定式			
			$K_r = 7. 89 \times P^{-0. 1021}$

ただし、 K_r ：共通仮設費率（%）
 P ：直接工事費（千円）
 注1 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 注2 K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-12 現場管理費率（新営建築工事）

純工事費		1千万円以下	1千万円を超える
	上限	20. 13%	$75. 97 \times N_p^{-0.1442}$
現場管理費率			現場管理費率算定式により算定された率
	下限	10. 01%	$37. 76 \times N_p^{-0.1442}$

算定式
 $J_o = 151. 08 \times N_p^{-0.3396} \times T^{0.5860}$
 ただし、 J_o ：現場管理費率（%）
 N_p ：純工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う
 T ：工期（か月）
 注1 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 注2 J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-13 現場管理費率（改修建築工事）

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	26. 86%	$184. 58 \times N_p^{-0.2263}$
現場管理費率			現場管理費率算定式により算定された率
	下限	12. 70%	$87. 29 \times N_p^{-0.2263}$

算定式
 $J_o = 356. 20 \times N_p^{-0.4085} \times T^{0.5766}$
 ただし、 J_o ：現場管理費率（%）
 N_p ：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う
 T ：工期（か月）
 注1 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 注2 J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-14 現場管理費率（新営電気設備工事）

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	38. 60%	$263. 03 \times N_p^{-0.2253}$
現場管理費率			現場管理費率算定式により算定された率
	下限	22. 91%	$156. 07 \times N_p^{-0.2253}$

算定式
 $J_o = 351. 48 \times N_p^{-0.3528} \times T^{0.3524}$
 ただし、 J_o ：現場管理費率（%）
 N_p ：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う
 T ：工期（か月）
 注1 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 注2 J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-15 現場管理費率（改修電気設備工事）

純工事費		3百万円以下	3百万円を超える
現場管理費率	上限	50. 37%	$530. 68 \times N_p -0. 2941$
	下限	17. 67%	$186. 18 \times N_p -0. 2941$
算定式			
	$J_o = 658. 42 \times N_p -0. 4896 \times T^{0. 7247}$		
	ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T ：工期（か月）		
注1 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。			
注2 J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表-16 現場管理費率（新設機械設備工事）

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
現場管理費率	上限	31. 23%	$165. 22 \times N_p -0. 1956$
	下限	17. 14%	$90. 67 \times N_p -0. 1956$
算定式			
	$J_o = 152. 72 \times N_p -0. 3085 \times T^{0. 4222}$		
	ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T ：工期（か月）		
注1 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。			
注2 J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表-17 現場管理費率（改修機械設備工事）

純工事費		3百万円以下	3百万円を超える
現場管理費率	上限	42. 07%	$467. 95 \times N_p -0. 3009$
	下限	15. 25%	$169. 65 \times N_p -0. 3009$
算定式			
	$J_o = 825. 85 \times N_p -0. 5122 \times T^{0. 6648}$		
	ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T ：工期（か月）		
注1 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。			
注2 J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表-18 現場管理費率（昇降機設備工事）

純工事費	1千万円以下	1千万円を超え 5億円以下	5億円を超える
現場管理費率	3. 98%	現場管理費率算定式により算定された率	2. 26%
算定式			
$J_o = 15. 10 \times N_p -0. 1449$			
ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円）			
注1 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。			
注2 J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表-19 一般管理費等率（建築工事）

工事原価	5百万円以下	5百万円を超え 30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%
算定式			
$G_p = 28.978 - 3.173 \times \log (C_p)$			
ただし、 G_p ：一般管理費等率（%）			
C_p ：工事原価（千円）			
注1 G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表-20 一般管理費等率（電気設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え 20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%
算定式			
$G_p = 29.102 - 3.340 \times \log (C_p)$			
ただし、 G_p ：一般管理費等率（%）			
C_p ：工事原価（千円）			
注1 G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表-21 一般管理費等率（機械設備工事、昇降機設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え 20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%
算定式			
$G_p = 27.283 - 3.049 \times \log (C_p)$			
ただし、 G_p ：一般管理費等率（%）			
C_p ：工事原価（千円）			
注1 G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表-22 その他工事として取り扱う工事

その他工事として取り扱う工事

特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事	造園工事
舗装工事	取り壊し工事
電波障害防除設備工事	さく井設備工事
特殊空調設備	循環ろ過設備
排水処理設備	ごみ処理設備
搬送設備	機械式駐車設備工事
特殊ガス設備工事等	実験機器設備
医療器具設備	